

令和4年度調達等合理化計画実施自己評価

令和4年度調達等合理化計画	業務実績	自己評価
<p>2. 重点的に取り組む分野（【 】は評価指標） (1) 研究開発用及び業務運営に係る物品・役務等の調達 研究開発用及び業務運営に係る物品・役務等の調達について、調達業務の効率化・合理化の観点から、令和4年度においても、引き続き①～③の取組を実施することで、公正性・透明性を確保しつつ合理的な調達を目指す。</p>		<p>研究開発用及び業務運営に係る物品・役務等の調達について、調達業務の効率化・合理化の観点から、令和4年度においても、引き続き①～③の取組を実施することで公正性・透明性を確保しつつ合理的な調達を実施した。</p>
<p>① 単価契約の対象品目の見直しを行い、調達手続きの簡素化と納期の短縮等を図る。 【調達手続きの簡素化と納期の短縮】</p>	<p>単価契約の対象品目を見直しを行い、通常の物品調達の場合と比較して、全般的に新型コロナウイルス感染症等の影響で要求から納品に要する期間が長期化している状況の中、1ヶ月半程度から1ヶ月程度の納期に短縮することにより、調達手続きの簡素化を図った。 単価契約件数：225件（前年度235件）</p>	<p>単価契約は通常の物品調達の場合と比較して、要求から納品に要する期間を短縮するなどの効果があったことから、引き続き対象品目の見直しに取り組み事務の軽減を図ることとする。</p>
<p>② 物品・役務について共同調達又は一括調達の取組を推進する。 【調達手続きに要する事務量の節減】</p>	<p>農業・食品産業技術総合研究機構（農研機構）及び国際農林水産業研究センター（国際農研）等との共同調達を引き続き実施するとともに、支所等においても地域農業研究センター等と共同調達を実施するなど以下の取組を行い、調達手続きに要する事務の軽減を図った。 共同調達件数：51件（前年度47件） ・森林総合研究所・支所等：1件（前年度1件） ・森林総合研究所・多摩森林科学園：2件（前年度0件） ・森林総合研究所・林木育種センター：1件（前年度2件） ・森林総合研究所・農研機構・国際農研：4件（前年度4件） ・北海道支所・北海道育種場：2件（前年度7件） ・北海道支所・北海道農業研究センター・北海道区水産研究センター：0件（前年度1件） ・東北支所・東北育種場：10件（前年度10件） ・九州支所・九州育種場：2件（前年度4件）</p>	<p>共同調達又は一括調達の取組は、推進を図るよう会議等において周知を行うことで認識を共有してきた。 また、継続的に取り組むことにより公正性・透明性を確保しつつ、事務の効率化及び経費の節減に効果があったことから、対象品目の見直しを行うとともに引き続き取り組むこととする。</p>

令和4年度調達等合理化計画	業務実績	自己評価
	<ul style="list-style-type: none"> ・九州支所・九州育種場・九州沖縄農業研究センター：2件（前年度2件） ・九州育種場・九州沖縄農業研究センター：2件（前年度2件） ・森林整備センター・森林保険センター：13件（前年度6件） ・森林整備センター・関東整備局・森林保険センター：1件（前年度1件） ・中国四国整備局・四国支所：1件（前年度1件） ・森林整備センター・6整備局：10件（前年度6件） 	
<p>③ 複数年にわたる調達が経済的又は効率的と判断されるものについては、複数年契約を行うことにより、調達金額の節減及び調達事務の効率化を図る。 【調達手続きに要する事務量の節減】</p>	<p>施設の保守管理業務、自動車・複写機の借り上げ等複数年契約を契約更新することにより、調達手続きに要する事務の軽減を図った。 ・複数年契約：92件（前年度72件）</p>	<p>複数年契約は、複数年契約に契約更新することにより、調達事務の効率化及び調達金額の節減に効果があったことから、引き続き取り組むこととする。</p>
<p>(2) 一者応札・応募の改善 一者応札・応募となっている調達について、令和4年度においても、引き続き前年度からの取組を行うことにより、更なる適正な調達を目指す。</p>		<p>一者応札・応募の改善については、令和4年度も引き続き①～⑤の取組を行うことにより適正な調達を実施した。</p>
<p>① 入札審査委員会による事前審査の実施 【審査件数】</p>	<p>入札審査委員会において、競争性の確保の観点から仕様書等の審査を行った。 (入札審査委員会による審査件数) ・森林総合研究所（育種センターを含む。）：102回 175件（前年度82回 128件） ・森林整備センター：53回 106件（前年度 55回 103件） ・森林保険センター：1回 1件（前年度 3回 3件）</p>	<p>入札審査委員会において、競争性の確保の観点から仕様書の事前準備等を早めることで公告期間の十分な確保に努め公告周知場所についても可能な範囲で拡大を図り、併せて仕様書における業務内容の審査を適切に行うことができた。 引き続き、同様の取り組みを行うとともにウェブサイトへの入札説明書の掲載の検討などを加えていくこととする。</p>

令和4年度調達等合理化計画	業務実績	自己評価
<p>② 調達見通しを作成しウェブサイトで公表【公表件数】</p>	<p>調達見通しを作成してその時点で想定されるすべての調達事案をウェブサイトで公表することにより、入札参加者を増加させるための取組を引き続き実施した。 (ウェブサイトでの発注見通しの公表件数)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・森林総合研究所（育種センター含む）：137件（前年度130件） ・森林整備センター：111件（前年度103件） ・森林保険センター：1件（前年度2件） 	<p>調達に当たっては、調達見通しを作成してウェブサイトで公表しより多くの者に周知することにより、応札者が応札しやすい環境を整備したが、同取り組みについて可能な範囲で掲載時期を早めより効果的に実施することとする。</p>
<p>③ 入札説明書受領者へのアンケートの実施と結果の分析【アンケート実施件数】</p>	<p>入札説明書受領者へのアンケートの実施により、仕様書における競争性確保のための条件等について調査し、応札応募者を限定してしまう条件を把握し、これを取り除くなど次の同種案件への参考とした。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アンケート実施件数：入札説明書を受領しながら応札を行わなかった業者に対して、その理由等を聴き取り等により調査を行った。 <p>(実施件数)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・森林総合研究所（育種センター含む）：66件（前年度61件） ・森林整備センター：12件（前年度15件） ・森林保険センター：0件（前年度0件） 	<p>入札説明書受領者へのアンケートの結果に基づき、入札参加資格の緩和や十分な契約準備期間の確保などの対応によって入札を阻害する要因を減らしたこと、再公告の数が減少し応札しやすい環境を整備した。</p> <p>引き続き同様の取り組みを実施することとする。</p>
<p>④ 入札に参加しやすい環境を作るため、ウェブサイトから仕様書のダウンロードを可能とする仕組みの実施【仕様書等のアップロード件数及びダウンロード件数】</p>	<p>平成29年度から、新たにウェブサイトから仕様書をダウンロードできる仕組みを導入したことにより、入札に参加しやすい環境作りに努めた。システム開発の仕様書などウェブサイト上で公表することに支障のあるもの以外は、全てをアップロードした。</p> <p>(仕様書等アップロード件数)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・森林総合研究所（育種センター含む）：156件（前年度110件） ・森林整備センター：72件（前年度52件） ・森林保険センター：1件（前年度2件） 	<p>ウェブサイトから仕様書をダウンロードできる仕組みを実施し、入札に参加しやすい環境作りを行った。</p> <p>引き続き同様の取り組みを行うとともに、業者から依頼があった場合には業者が契約履行に際して参考となる資料（過去の成果物等）について可能な範囲で閲覧出来る環境を整備する。</p>

令和4年度調達等合理化計画	業務実績	自己評価
	<p>(仕様書等のダウンロード件数)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・森林総合研究所(育種センター含む)：7,373件(前年度5,776件) ・森林整備センター：1,412件(前年度1,318件) ・森林保険センター：83件(前年度253件) 	
<p>⑤ 仕様書における業務内容の明確化及び必要最低限の仕様作成に努めるよう職員へ周知【仕様書の作成】</p>	<p>仕様書の作成については、研究職員に、仕様書作成における参考となる資料の配布を行った。また、提出された仕様書については、業務内容等について明確かつ必要最低限の仕様となるよう、要求者と打合せを行い改善に努めた。</p>	<p>研究職員及び調達担当職員を含めた打合せ等において、仕様書作成における注意点の共有を図り仕様書内容を精査のうえ、入札審査委員会へ提案するなどの対応を行った。 引き続き改善に向けた取組を実施することとする。</p>
<p>3. 調達に関するガバナンスの徹底(【 】は評価指標) 平成27年12月に公表した「国立研究開発法人森林総合研究所における不適正経理処理事案に係る調査報告書」における再発防止策については、(1)、(2)及び(3)を含めて引き続きこれを継続する。 また、調達ガバナンスの徹底を図るため(4)の措置についても併せて行う。</p>		<p>平成27年12月に公表した「国立研究開発法人森林総合研究所における不適正経理処理事案に係る調査報告書」における再発防止策については、(1)、(2)及び(3)を含めて引き続きこれを継続した。 また、調達ガバナンスの徹底を図るため(4)の措置についても併せて実行した。</p>
<p>(1) 検収の徹底 不適正経理処理の発生を未然に防止するため、契約業者から納品される調達対象物品等は、すべて検収担当部署のスタッフが検収を行い、検査調書(または検査関係書類)を作成することとする。 【監査室による点検実績等】</p>	<p>契約業者から納品される調達対象物品等はすべて検収担当部署のスタッフが検収を行い、検査調書(又は検査関係書類)を作成する取組を実施した。 契約の締結及び執行に関することについて内部監査を実施した。 (令和5年3月3日 監査対象部署：調達課検収係)</p>	<p>契約業者から納品される調達対象物品等は、すべて検収担当部署のスタッフが検収を行い納品から支払いまで迅速に行うとともに、検収方法及び研究費の不正使用の防止に向けた取り組みの徹底を図った。 また、内部監査により徹底状況を把握した結果、適切に実施していることが確認された。 引き続き同様の取組を実施することとする。</p>

令和4年度調達等合理化計画	業務実績	自己評価
<p>(2) 研究費執行マニュアルの改定等 預け金、契約権限のない研究員による発注といった研究費の不正使用の防止及び適切な執行を行うために、調達手続の枠組みやこれまでの不正経理処理事案等をまとめた研究費執行マニュアルを必要に応じて改定するとともに、調達担当職員のみならず研究員に対しても研修を実施することとする。 【研究費執行マニュアルの改定及び研修の実施等】</p>	<p>「研究費の使用に関するハンドブック」（研究費執行マニュアル）について注意点の追加等の改定を行った。 (令和4年4月1日及び令和4年10月1日改定) また、以下のマニュアルについて、最新の情報を踏まえ注意点の追加等同様の改定を行うとともに、事務説明会を開催(令和4年5月25日、参加者1,054名)するとともにe-ラーニングシステムを活用して意識の向上を図った。 なお、5月以降の採用者等について研修を随時実施し、令和4年度も全役職員を対象に実施した。 ・公的研究費等の不正防止に向けて(令和4年5月改定) ・公的研究費の事務手引き(令和4年5月10日改定) ・科学研究費助成事業(科研費)経理事務手引き(令和4年5月改定)</p>	<p>預け金、契約権限のない研究員による発注といった研究費の不正使用の防止及び適切な執行を行うため、研究費執行マニュアルを改定するとともに調達担当職員及び研究員に対する研修を実施した。 引き続き同様の取組を実施することとする。</p>
<p>(3) コンプライアンス・ハンドブックの改定等 研究費の不正使用の防止及び公平性・透明性の高い調達のため、コンプライアンス・ハンドブックを必要に応じて改定するとともに、役職員にコンプライアンス研修を実施し、周知徹底を図る。 【コンプライアンス・ハンドブックの改定】</p>	<p>コンプライアンス・ハンドブックについてわかりやすくなるように一部改定した。新規採用者研修において「コンプライアンス・ハンドブック」をテキストとして講義を実施し、職員に周知を行った。 また、発注事務的的確な実施に関する理解を深めるため、「発注者綱紀保持に関する研修」(令和4年11月16日、参加者560名)を実施した。</p>	<p>研究費の不正使用の防止及び公平性・透明性の高い調達を行うために、コンプライアンス・ハンドブック等を活用しながら研修等で周知意識の向上を図った。 また、発注者綱紀保持に関する研修を実施し周知徹底を図った。 引き続き同様の取組を実施することとする。</p>
<p>(4) 随意契約審査委員会による点検 少額随意契約以外に新たに随意契約を締結することとなる案件については、事前に法人内に設置された随意契約審査委員会において、契約事務取扱規程における「随意契約によることができる事由」との整合性や、より競争性のある調達手続の実施の可否の観点から審査を受けることとする。 【随意契約審査委員会による事前点検実績等】</p>	<p>随意契約審査委員会において、契約事務取扱規程における「随意契約によることができる事由」との整合性や、より競争性のある調達手続の実施の可否の観点から審査を実施した。 (随意契約審査委員会) ・森林総合研究所(育種センターを含む。): 26回 27件(前年度22回23件) ・森林整備センター: 20回26件(前年度21回30件) ・森林保険センター: 2回2件(前年度3回3件) また、外部有識者を含む契約監視委員会による審査を行い、透明性、公平性の確保に努めた。</p>	<p>随意契約審査委員会を実施することにより、随意契約理由や競争による契約の可否について事前に点検を行い審査することで適切に契約を行うことができた。 また、契約監視委員会による審査を引き続き行うことにより、調達におけるガバナンスの徹底を図ることができた。 引き続き同様の取組を実施することとする。</p>